

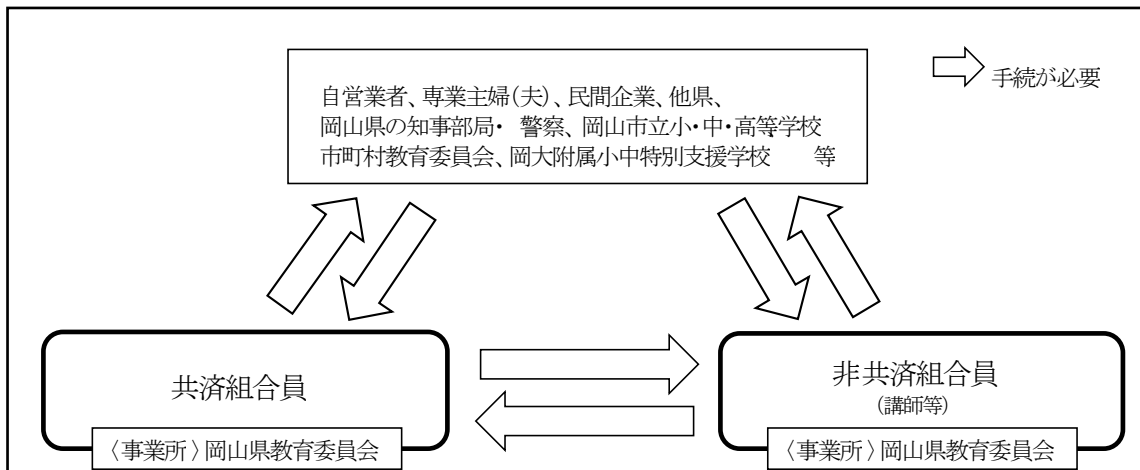
関係所属長 殿

岡山県教育庁福利課福利厚生班

人事異動等に係る個人型確定拠出年金 (iDeCo) の取扱いについて

このことについて、人事異動や退職等により給与負担や公立学校共済組合員資格に変更が生じる場合は、加入者自身で契約している運営管理機関（金融機関等）に連絡し、手続を行う必要がありますので、関係職員への周知をお願いします。

1 手続が必要な場合



※令和元年度までに個人型確定拠出年金に加入した非共济組合員（講師等）が、令和2年度以降に共济組合員となった場合においても、加入資格の状況の変更手続が必要となりますのでご注意ください。

2 手続内容

書類の様式等が運営管理機関によって異なるため、各自で契約している運営管理機関へ連絡して必要書類の確認及び取り寄せを行い、運営管理機関の指示に従って提出してください。

なお、県費負担教職員にかかる事業主証明は福利課で行いますので、転入してきた個人型確定拠出年金加入者及び加入希望者に係る事業主証明の依頼については、「個人型確定拠出年金 (iDeCo) の公務員への拡大について (平成28年12月9日付け福福第222号)」を参照してください。各所属において証明するものではないため御注意ください。

岡山市教育委員会所管の教職員（岡山市立の小・中・高等学校の教職員）においては、岡山市教育委員会が事業主となりますので、岡山市教育委員会にて証明の手続を行ってください。

また、年度途中での退職等や氏名・住所等の変更の場合にも、各自で運営管理機関へ届出を行ってください。